## 税

問合先 税務課

## 屋を取り壊したときは 忘れずに届出を-

ご迷惑をかける場合があります。 失の届出をしてください。 資産税・都市計画税が課税され ・壊した所有者は、今年中に滅 届出がないと、引き続き固定 家屋の一部、または全部を取

# 入湯税って何ですか?

湯に対し入湯税を課税していま 市に納入することとなります。 ている温泉「鉱泉浴場」への入 などのイベント助成や環境衛生施 いる銭湯などは対象外)。 納められた入湯税は、観光振興 鉱泉浴場の経営者が徴収し、 本市では一定の成分を含有し (井戸水や水道水を沸かして

### 個人事業税【第2期分】の 納期限は11月30日水です

設の整備のために使われます。

●宿泊……1泊150円

日帰り…1日75円

れます。

※12歳未満の人は課税が免除さ

◆平成27年度入湯税収入額

928万2千円

8月に個人事業税の納税通知書と合わせて送 付しました第2期分の納付書にて納期限までに 納めてください。

- 納付書が見当たらない場合は、下記まで問 い合わせてください。(口座振替をご利用の場 合、納付書は送付していません。また、年間 の税額が1万円以下の場合、第2期分の納付書 はありません。)
- ●個人事業税の納付用紙のうち、コンビニエ ンスストア収納用のバーコード印刷があるも の(30万円以下のもの)については、以下の 全国のコンビニエンスストアで納めることが できます。

ークル K、サンクス、セブン - イレブン、デリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ァミリーマート、ミニストップ、ヤマザキスペャルパートナーショップ、ヤマザキデイリースアー、ローソン ●納付には、便利で安心・安全な

制度」をご利用ください。

大阪府泉南府税事務所 **(2**439-3601)

貝塚年金事務所

## 税務署からのお知らせ 問合先

末調整や、法定調書の記載方法

**☎**462·3471 泉佐野税務署

# ▶消費税の届出は

出書 なる場合には、納税地の所轄税 ら新たに消費税の課税事業者と 平成29年分は消費税の課税事業 000万円を超えている場合: 務署長に「消費税課税事業者届 者に該当します。平成29年分か 基準期間)の課税売上高が1 個人事業者で、平成27年分 を提出する必要がありま お済みですか?

## ▼年末調整説明会

平成28年分の源泉所得税の年

日時 などの説明会を開催します。 ※申込不要、 所 11月8日金 エブノ泉の森 小ホー 午後2時~4時 参加無料 ル

【平成28年度 ~くらしを支える税~ 税を考える週間テーマ)

をご覧ください。 取組などについて広報します。 ※詳しくは、国税庁ホームペー 保障・税番号制度の導入に対する 徴収の実現に向けた取組や、社会 税の役割、適正・公平な課税と (http://www.nta.go.jp/)

11月11日~17日は

(国民年金保

大切に保管を~

税を考える週間 険 料) 社会保険料 〜年末調整・確定申告まで 控除証明書の発行

支払いを証明する書類が必要で 申告で社会保険料控除の対象に なります。控除を受けるには、 金保険料は、所得税や住民税の 平成28年中に納付した国民年

険料) 料の きますので、その証明書を添付 されます。 る人には、来年2月上旬に送付 を添付してください。 に今年はじめて保険料を納付す この証明書(または領収証書) に日本年金機構から送付されま し申告してください。 会保険料控除に加えることがで した場合も、納付した本人の社 家族の国民年金保険料を納付 今年1~9月に納付した保険 年末調整や確定申告の際に 「社会保険料 控除証明書」が11月上旬 (国民年金保 10 12 月

「口座振替

# 国民年金

広

ことで 所や回数を確認し、 療養費支給申請書. す。 施術を受けることができ 施 術を受けたときに 署名または 0 施 術 は

たとき

」は、

医療費控除

0

書象け

対受

ますのに

なり

柔道

復

術を

柔道 围 整 は Ŋ 療 者 制 06医

度

保険医療機関

(病院、

診

療所

押印

してくださ

療

は、

施術を受けても保険など

ŏ

対象になりません。

■医師が必要と認め

た

は

1)

あんま・マッサー

ジなどの

など

で同じ負傷などの治療中

### あ 復、 んま・マッ 灸 サ ー

ジ

健

康保険が使える場合

**施術を受けるとき** 

頸腕

Î

五 ウマチ、

+

賔

はり・灸・・神経痛、

は限ら で、 0 適切な受診をすることで医 しれて 保険を受けられるケース 適正化にもつな います。 力をお願い 正 がり します。 しく理解 ŧ

後遺症、

その 頸 わん)

他慢性的 ÎŦ 症

な疼 <u>い</u>

/痛を

痛症、

椎

いつ (候群、

主症とする疾患

あんま・マッサ

·ジ … 医

麻

痺

接骨院で柔道整復師

節

拘

縮

などで、

療

Ê 筋

マ

ッ

かじめ医師の同意が必要で 緊急の場合を除き、 す。 あら

# **施術を受けるときの注意】**

らず、 ているため、 保険請求を行うことが認められ 柔道整復師が患者に代わって 対する施術は保険の 単 なる肩こり、 全額自己負担になります。 自己負担を支払う 筋肉疲労など 対象に

康保険が使える場合

施術を受けるとき

(肉ば 脱臼、 なれ含む) 打撲、 ※骨折、 ねんざな 脱

など 険の対象には は、 たものや、 単 保険医療機関 全額自己負担となります。 は -ジなどは保険の に疲労回復や慰安を目的. で同じ対象疾患の治 1) 疾病予防のためのマッ 灸施術を受けて なり (病院、 ませ 対象となら 診 療中 療所 الح ال ŧ, 保 \*

### 気軽に相談してください。なお、祝・休日にあたるときは変更する場合があります。 ◎消費生活相談

医師の発行した同意書または診

書が必要です。

月~金曜日 9:00~16:30

消費生活センター (☎469-2240)

施術を受けるときの注意

-ジを必要とする症例

保険の適用には、

あらか

U

8

○司法書士総合相談【予約制】

水曜日 13:30~16:30 消費生活センター 大阪司法書士会(☎06-6943-6099) 大阪可瓜ョエム、 月~金曜日 10:00~16:00 受付

○行政書士相談【予約制】

第4金曜日 13:00~16:00 市役所1階相談室 大阪府行政書士会泉州支部

**(☎**483-7373)

○税務相談

第3水曜日(2・3月除く)13:00~16:00 市役所1階相談室(問合先:税務課)

○国保夜間納付相談

第3木曜日 17:30~20:00 国保年金課 ○後期高齢者医療保険料納付相談

第3木曜日 17:30~20:00 国保年金課

◎家庭児童相談(☎463-1937)

月~金曜日 9:00~17:00

◎子どもフリーダイヤル (∞0120-510-783)

月~金曜日 9:00~17:00

◎育児相談

●月~金曜日 9:00~16:00

泉佐野すえひろ保育園 (☎466-5826) ●月〜金曜日 10:00〜16:00

地域子育て支援センター (☎469-3700)

◎子育で電話相談

鶴原保育園 (☎463-0065) 月~金曜日 10:00~16:00

◎母子・父子・寡婦家庭の相談

月~水・金曜日 9:00~17:00 子育て支援課

◎教育相談 ●さわやかルーム(☎463-5933)

月~金曜日 9:00~15:30

●シャイン (☎464-8750) 月〜金曜日 10:15~15:30

○身障者相談

第2・4金曜日 13:00~16:00

社会福祉センター 2階 (問合先:障害福祉総務課) ◎知的障害児(者)よろず相談

第4金曜日 10:00~12:00

社会福祉センター 2階(問合先:障害福祉総務課)

### ◎心配ごと相談

月曜日 13:00~16:00 社会福祉センター 2階

(問合先: 社会福祉協議会 ☎464-2259)

◎高齢者相談

月~金曜日 8:45~17:15

社会福祉センター 2階

(問合先:地域包括支援センター ☎464-2977 Fax462-5400)

◎障害者相談

月~金曜日 8:45~17:15

社会福祉センター 2階

(問合先: 基幹相談支援センター あいと ☎464-3830 Fax462-5400)

◎高齢者・障害者の権利擁護に関する相談

月~金曜日 8:45~17:15

社会福祉センター 2階 (問合先:泉佐野市権利擁護支援センター【社 会福祉協議会内】☎464-2259 Fax462-5400)

◎赤ちゃん相談会【予約制】

第4木曜日 13:00~14:30 保健センター(☎463-6001)

◎健康相談・栄養相談【予約制】

第3火曜日 9:30~12:00

保健センター(☎463-6001)

◎肝炎ウイルス検査【予約制】

第1水曜日(祝日除く)9:30~10:00 泉佐野保健所(☎462-7703)

◎HIV即日検査(匿名可)

第1・3月曜日(祝日除く)13:00~14:00

泉佐野保健所(☎462-7703)

◎風しん抗体検査【予約制】

第1・3月曜日(祝日除く)10:00~11:00 泉佐野保健所(☎462-7703)

◎こころの健康相談(アルコール依存症・

認知症含む) 【予約制】 月〜金曜日(祝日除く) 9:00〜17:45 来所の場合は電話で予約してください。 泉佐野保健所(☎462-4600)

◎医療に関する相談

月~金曜日(祝日除く)9:00~16:00 泉佐野保健所(☎462-7701)

### 各種相談の案内

○法律相談【予約制】 月曜日 (第2月曜日除く)、第2水曜日

13:00~16:35 市役所1階相談室(問合先:人権推進課)

○労働相談【予約制】

第2木曜日 13:00~15:00

市役所1階相談室(問合先:人権推進課)

◎行政相談 第3月曜日 13:30~16:00 (受付は15:30まで)

市役所会議室(問合先:人権推進課) ○人権擁護委員による人権相談 第3月曜日 13:30~16:00 (受付は15:30まで)

市役所会議室ほか (問合先:人権推進課) ◎総合生活相談 (人権侵害・就労支援・進路

選択支援・生活相談) ●月~金曜日 9:30~16:30

人権推進課

南部市民交流センター本館(☎466-6464) 北部市民交流センター本館(☎464-5726) まちの活性課 (就労支援のみ ☎469-3131)

●月~金曜日 9:30~16:30

公益社団法人 泉佐野市人権協会

(2458-7444)●第3土曜日 10:00~12:00【予約制】

申込・問合先 その週の月曜日までに人権推 進課へ ◎女性のための電話相談(☎469-7402)

第1~4水曜日 10:00~12:00、13:00~15:00 いずみさの女性センター (**2**469-7125)

◎女性の悩みの相談(面接)【予約制】

相談日・時間は予約時に問い合わせてくださ い。夜間相談あり

いずみさの女性センター 問合先 (**2**469-7125)

◎経営相談【予約制】 第2・4火曜日(11・12・1・2月は第1ま たは第3火曜日も実施) 13:00~17:50 消費生活センター(問合先:まちの活性課 **2**469-3131)